

名古屋市ホームレス就労訓練事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居のない者（以下「ホームレス」という。）の入所施設の入所者等のうち、原則として、就労していない者（その他名古屋市長が必要と認める者）に軽作業を提供し、自立に向けての支援を行う事業（以下「ホームレス就労訓練事業」という。）を行うため、必要な事項を定める。

(実施主体及び運営主体)

第2条 ホームレス就労訓練事業の実施及び運営主体は、名古屋市とする。
ただし、運営については、名古屋市ホームレス自立支援事業実施要綱に基づく自立支援事業について管理運営の委託を受けた団体（以下「運営団体」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 ホームレス就労訓練事業の対象者は、名古屋市ホームレス自立支援事業実施要綱に基づく自立支援事業の利用者とする。

(登録)

第4条 ホームレス就労訓練事業に従事することを希望する者は、運営団体に登録をしなければならない。

(就労訓練事業内容)

第5条 ホームレス就労訓練事業において、提供する事業の内容は別に定める仕様書によるものとする。

(配分金)

第6条 ホームレス就労訓練事業に従事した者には、配分金を配分するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1日から施行する。